

賦課年度	年度
通知書番号	
第	号
年	月 日

静岡県島田市長

様

印

## 年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）更正（価格）決定通知書

地方税法第417条第1項の規定により、固定資産税の課税標準となるべき固定資産の  
価格等を次のとおり更正（決定）し、課税台帳に登録しましたので通知します。

納税 義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
備考		

償却		更正前	更正後
所在地			
家屋番号			
現況地目又は用途			
構造			
現況地積又は床面積 (m <sup>2</sup> )			
評価額 (円)			
固定	前年度課税標準額又は比準課税標準額 (円)		
	課税標準額 (円)		
都計	前年度課税標準額又は比準課税標準額 (円)		
	課税標準額 (円)		
更正事由			
備考			

		更正前	更正後
所在地			
家屋番号			
現況地目又は用途			
構造			
現況地積又は床面積 (m <sup>2</sup> )			
評価額 (円)			
固定	前年度課税標準額又は比準課税標準額 (円)		
	課税標準額 (円)		
都計	前年度課税標準額又は比準課税標準額 (円)		
	課税標準額 (円)		
更正事由			
備考			

【お問い合わせ先】

(裏)

(教示文)

1 地方税法第417条第1項の規定により、 年度分固定資産税の課税標準となるべき固定資産の価格等を表面のとおり更正（決定）し、課税台帳に登録しましたので通知します。

2 この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に地方税法第432条の規定により、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。この価格等の更正（決定）の取消しを求める訴えは、前記審査の申出に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記審査の申出に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査の申出があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでもこの更正（決定）の取消しを求める訴えを提起することができます。